

## I R室規程

令和6年3月5日  
放送大学学園規程第4号

### (趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年10月11日放送大学学園規則第3号）第8条の3の規定に基づき、I R室に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 I R室は、放送大学学園（以下「本学園」という。）及び放送大学（以下「大学」という。）が、その運営における効果的な戦略を策定し、又は実施した施策の有効性を検証するために、本学園内外の情報収集を行い、教育、研究、学生支援、大学経営等に関する分析と評価を行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 I R室は、前条の目的を達成するため、各課室の協力を得ながら、次の業務を行う。

- 一 情報収集・分析・評価及びその結果の理事及び副学長等への報告・提供
  - 二 その他本学園のI Rに関する活動に必要な業務
- 2 I R室の業務は、総務担当理事が統括する。
- 3 I R室は、前条の目的を達成するため、次世代教育研究開発センターと適宜協力することとする。

### (組織)

第4条 I R室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
  - 二 学長が指名する教授又は准教授 1名
  - 三 審議役（審議役が置かれていないときは理事長が指名する者）
  - 四 総合戦略企画室長
  - 五 総合戦略企画室長が指名する総合戦略企画室員 若干名
  - 六 その他理事長が指名する者 若干名
- 2 I R室に室長及び副室長を置く。
- 一 I R室の室長は、第1項第2号の副学長をもって充てる。
  - 二 I R室の副室長は、第1項第3号の教授又は准教授及び第4号の者をもって充てる。

### (I R室運営会議)

第5条 I R室に、I R室の運営に関する重要事項を審議するためI R室運営会議を置く。

- 2 I R室運営会議に関し必要な事項については、別に定める。

### (I Rアドバイザーボード)

第6条 I R室に収集した情報の分析を行う際の助言を得るために、I Rアドバイザーボードを設置する。

- 2 I Rアドバイザーボードの構成員は、室長が指名する者をもって充てる。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、I R室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月5日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 I R準備室設置要綱（令和5年常勤理事会決定第1号）は廃止する。